

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	篠崎建設株式会社	石岡市若宮四丁目 5 番 11 号	2-001159

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 8 月 10 日 から 令和 8 年 10 月 9 日まで 2 月

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事及び物品納入・役務の提供等

4. 事実概要

篠崎建設株式会社は、令和 8 年 6 月 18 日、石岡市発注の「R 8 鹿島鉄道跡地除草委託（6 月）」において、安全管理の不適切により公衆に重傷者を生じる事故を起こした。

5. 指名停止理由

市発注の工事等の施工において、安全管理の措置が不適切であったため公衆に重傷者を生じさせた。かかる行為は「石岡市建設工事等請負業者 指名停止等措置要綱」別表第 1 第 5 号（3）に該当する。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第 1（抜粋）

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (1)(2) 略 (3) 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。 (4)～(6) 略	<u>当該認定をした日から</u> <u>2 月以上 3 月以内</u>